実施迫る株券電子化の残された課題

福本

葵

はじめに

>収表学部の富本と申します。 ただいま御紹介にあずかりました帝塚山大学法

政策学部の福本と申します。

本日は、「証券セミナー」で報告をさせていた

だく機会を得まして、まことに感謝しておりま

9

た課題」と題しまして報告をさせていただきまでは、本日は、「実施迫る株券電子化の残され

す。

株券電子化前後の制度比較

シャルペーパー)が最初だと思います。日本におうになりましたのは、恐らく電子CP(コマー

まず、株券電子化ですが、電子化といわれるよ

す。まずはCPから始まりまして、一般債、投資

ける証券の電子化は、株券が主たる証券の最後で

の最後に当たりますのが株券の電子化です。

信託受益証券は既に行われています。そして、そ

株式に関しましては、これまで電子化された証

す。 方、株式には、いわゆる一般投資家の方が大勢い 券に比べて投資家の数が圧倒的に多うございま ますので、 などはプロの投資家が対象となっております。 なければならないことが多く、最後になったと考 これまで電子化された証券のうち、特にCP 制度を実施するに当たり、 周知徹底し

えられます。

(1) 「ペーパーレス」の二つの意味

では、

株券電子化後の制度はどうなるかという

ことです。「不動化」と訳されます。 Immobilization とは、 大きく Immobilization と Dematerialization に分 違うかについて、述べたいと思います。電子化は かれます。Im も De も Not の意味でです。 ーパーレス化の一つです。ペーパーレス化は、 電子化後の振替制度が、これまでの制度とどう 動かすことをしないという 現在の保管

振替制度は、発行された株券の存在を前提として

管振替機構で文字どおり保管されている制度とな 機構に預託されます。決済は、帳簿上の振替 上は、株主から証券会社、 ります。 るということになります。 よって物理的な移動を伴うことなく、これに代え いますので、Immobilization になります。 旦発行されます。一旦発行された証券は 物理的には、 証券会社から保管振替 証券は保 証券は 制

の Dematerialization の制度となります。 う意味です。つまり、証券の場合は発行すらしな と、Immobilization ではなく Dematerialization いので「不発行化」と訳されます。 になります。Materialize は、 物質化させるとい 振替制度はこ

Dematerialization が実施されてい 玉 際 的 13 見 ま 7 ŧ, る国はそう多 株 式 0)

くはありません。フランスで実施されています。

日

本では、

株式

0

Dematerialization をするこ

なっていて、 えるのかもしれませんが、アメリカのDTCにお せん。 が、 ア 預託率が圧倒的に多いので、その必要はないとい ても、 ゚メリ DTCのシステムは Immobilization です。 式の カは、 残された株券がかなりのコスト負担に Dematerialization 数年来、 国債については実施されています 株券をなくす運動を続けて は実施されていま

株主名簿、 けです。 議決権を行使したり、 成されます。その最終的な名簿をもとに、 ます。そして、いわば真の株主名簿が年に二回 前と住所とをキーに二つの名簿の名寄せが行わ 名簿といいます。株券の保持者の株主名簿と実質 株主の権利行使は最終的な株主名簿に基 通常は年二回、 配当を受け取ったりするわ 権利確定日に株主 株主は 一の名 作 n

づいて行われます。

ときは、まず、株券で保持した状態で六カ月以上 なりません。 の要件を満たした上で発行会社に請求しなければ の条件を満たすかどうかが判定できません。 保管振替制度に入っていたのであれば、 を請求したい株主がいるとき、もし、その株主が りません。従って、 例えば、名簿閲覧や帳簿閲覧 権利行使 その

(2) 株券電子化前

き上がることになります。

とによって、

先駆的な決済制度を持った市場がで

替制 料四 です。保管振替制度における株主名簿は実質株主 現 度に、 頁参照)。 在の制度は、 ある株主とが併存 したがって、 株券を保持する株主と、 しております 株主名簿も二本立て (文末資 保管振

真の株主名簿はその一時点の株主名簿でしかあ

③ 株券電子化後 (株式振替制度)

次は、株券電子化後の制度です(文末資料五頁

参照)。

株券は発行されません。振替制度に一本化されます。保管振替機構ではもう保管を行わなくなります。保管振替機構ではもう保管を行わなくなります。保管振替機構ではもう保管を行わなくなり

通知という方法がありまして、これをしてもらう通知という方法がありまして、これをしてもらうは権利確定日の年二回なされます。それ以外でます。また、特定の株主についての情報を入手することも可能です。一方、株主からも、自分が株ることも可能です。一方、株主からも、自分が株ることも可能です。一方、株主からも、自分が株ることも可能です。一方、株主があれば費用を払っることの証明をしてほしいという個別株主通知という方法がありまして、これをしてもらう通知という方法がありまして、これをしてもらう

ことによって、先ほどの帳簿閲覧権や株主名簿の

けた本格的な対応策に入ってきています。

これらが、株券電子化前の保管振替制度と株券閲覧などの請求を行うことになります。

電子化後の株式振替制度の大きな違いです。

スケジュール二、二〇〇九年一月までの

月までに対処しておかなければならないことは何次に、いよいよ実施が迫っている二〇〇九年一

は行われなくなりまして、いよいよ制度実施に向めえばテレビコマーシャルなどは、大々的なもの知・啓発活動計画(更新案)」という図表が出さ知・啓発活動計画(更新案)」という図表が出さ知・啓発活動計画(更新な)」という図表が出さかということについてです。

れや、保護預かりに預かっている証券の預託など銀行が株券の担保として持っている担保の受け入

今年中にしなければならないことは、例えば、

設けられていますので、その点についても少し触を照)。実施日の一月五日の直前、特別な制度がす。保管振替機構がおつくりになった図表の「移す。保管振替機構がおつくりになった図表の「移を照)がある。実施日の一月五日の直前、特別な制度がある。実施日の一月五日の直前、特別な制度がある。

れておきたいと思います。

は、新たな電子化の制度の振替制度を利用するこ同意書を徴求することになっています。上場会社第一項に基づく新たな振替制度を利用するというの保管振替制度利用会社から、保管振替法一三条

時点でもらっておかなければならない。一〇月ごければならないのですが、その同意書を既にこのということは、この株券電子化の制度を利用しなあれば、自動的に上場廃止になります。上場するとが強制されているために、もしこれを断るので

必要な手続を八月ごろまでに済ませておかなけれた、証券会社などの参加者は、制度参加のためのろまでにはもう済んでいるということです。ま

が、一二月の頭から施行日の二週間前までは「特す。今、一月五日が施行日と想定されています。

例期間」と呼ばれる期間です。

なりません。しかし、この特例期間を利用します預託するときには質権設定者の同意を得なければよる株券の預託が可能となります。通常、株券をまず、何が特例かといいますと、略式質権者に

ばなりません。

券の預託が可能となっております。 質権設定者の同意なし、 略式質権者による株 それから、 承

み可能となっております。

諾のない保護預かりの株券の預託も、

この期間

0)

意を得なくていい、この期間を頼ろうと思うのは しかしながら、これがあるから質権設定者の同

す。 は、 れる株券の事務処理をしなければいけませんの 物かどうかというチェックを含め、大量に提出さ 非常に危ないことであろうと思います。というの 株主名簿管理人では、 この時期は株券の預託の殺到が予想されま 出されてきた株券が本

は、 務作業を処理しなければならない。 恐らく、 制度の実施そのもの、五日に制度の実施にの この期間は夜を徹した膨大な量の事 ということ

に預託をしておくということに留意しなければな 権の設定をする場合は、なるべく前倒しで、 せられない 危険性もあるわけです。 そのため、 早目 質

> らないと思います。 ない のは、 株券を担保にとっている質権者で 特に留意しておかなければな

5

す。 多くは銀行です。

開始の二週間前は預託・交付の禁止期間です。二 週間前になりますと、預託も交付もすることがで 更に、 直前はどんなことがあるかですが、 制

度

請求することはできません。また、 おかなければなりませんし、無効となりますけれ せん。預託をするのであればこの時点までにして 預託もできま

手元に株券を持っておきたいと思っても、交付を

きません。いずれ無効になる株券ですけれども、

ども、 交付請求しておかなければ、この期間はできなく 株券を手元に置いておきたい場合も早目に

なります。

ます。 となり、 制 度の実施の前営業日は株主名簿の権 以上が、二〇〇九年一月までのスケ その日を基準に実質株主名簿が作成され 利 確定日 は非常に大きなものが予想されます。

株主名簿管

いたしました。

ジュールです。

ばなりません。名義書換未了のまま株券を紛失し 会社の株券を旧商号のまま預託することはできま てしまった場合は、 せん。早目に新商号のものにかえて預託しなけれ なことがあるかというと、商号変更している発行 前もってしなければならないことはほかにどん 株券失効制度を利用して株券

を失効させなければなりません。直前の事務負担

多大なものになることが予想されます。

理人だけでなく、証券会社の窓口でも事務負担は

三(課題1)特別口座に関する 問題

おそれがあることは何か、 次に、 株券電子化後、 権利が保全されなくなる 権利を失わないために

> 別口座に関する問題であろうと思います。 ならないかということです。一番大きなものは は、二〇〇九年の一月までに何に留意しなければ

のか、 か、 換未了株式です。どういう点で問題となり得る 特別口座とは何か、一番問題となるのは名義書 端株はどうなるか、単元未満株式はどうなる 特別口座に関係する問題ということで整理

(1) 特別口座とは

と、一方で極端な不安を抱えている方もいら 題でないのかを知っていただく必要があろうと思 います。 しゃるかもしれませんので、 まま持っていたら何もかも権利がなくなるの ている方もいらっしゃるようです。 株主の中には、 特別口座と特定口座を混同され 何が問題で、 また、 株券の 何 が 問

はありません。証券会社の顧客口座で管理されま制度に移行いたしますので、何ら手続をとる必要

現在、

保管振替制度内にある株式はそのまま新

ん。

す。

て、少し詳しく述べたいと思います。 で持っておられる株主はどうなるかというと、こ があるのか、また、問題がないのかについ 特別口座で権利保全されることには一体どういう 特別口座で権利保全されることになります。 で持っておられる株主はどうなるかというと、こ

できません。売却や担保設定をするのであれば、し、売却や担保設定は特別口座に置いたままではと同じように特別口座でも保全されます。しかも、大くくりに、配当や優待などの権利は今まで

優待は株主の権利ではなくサービスですけれど

ばなりません。

担保設定するという手続をとらなければなりませ

証券会社に口座を開設し、そこから移転させる、

制度直前と直後の問題で、長引く問題ではない

考えの株主は、早目に保管振替機構にのせなけれできませんし、株券でお持ちの方は売却もできません。今予定さいる一月五日は正月休みを挟みますので、およそ六週間は売却できないことになります。従っよそ六週間は売却できないことになります。従って、その期間に株式を売るかもしれないというおる。その株主は、早目に保管振替機構にのせなけれる。それから、制度開始前の二週間は、預託ものですけれども、制度開始前の二週間は、預託ものですけれども、制度開始前の二週間は、預託ものですけれども、制度開始前の二週間は、預託ものですけれども、制度開始前の二週間は、預託ものですけれども、制度開始前の二週間は、預託ものできません。

(2) 特別口座費用・開設場所

次に、

特別口座はどこに開設されるのか。

開設

の銘柄を持っていて、三つの銘柄を一緒に売ろうこれは銘柄ごとに異なりますので、例えば、三つ場所は、発行会社が指定する信託銀行などです。

座開設し、 それぞれの開設場所に連絡をとり、 続すればよいのですが、特別口座にある場合は、 と思ったら、普通であれば、 売却する手続きを取らねばならず、 証券会社に頼んで手 証券会社に口

間もかかります。

費用はどうなるかというと、これは株主から徴

発行会社負担となります。発行会社としては、こ の負担を軽減したいということで、最近、 新聞記

求するわけにはいかないであろうということで、

事をいろいろ見るようになりました。

られます。今、大体どのぐらい預託されているか センターでは のぐらいあるかという状況を定期的に公表してお 現在、 日本証券業協会の証券決済制度改革推進 いわゆるタンス株、 非預託株がど

というと、

トータルで八割を超えたということに

なっております。

直近では、

平成一九年の九月末

の投資家別の表が公表されています。

政府と地方

公共団体の非預託率はいまだ九○・五%です。こ れを問題視する新聞記事なども見られます。

Ļ 座で構わないと考えるので、預託しないという選 わざわざ証券会社に口座を開くことなく、 売却や担保設定の予定がない株式であれば 特別 \Box

時

するべきことでもないと思います。

択をとられることは不思議ではない

特に非難

名義書換未了株式 (失念株)

(3)

名義に変わっていれば、多少面倒かもしれません 特別口座で権利保全されることになっても自己

けれども、大きな問題は考えられません。

す。これを「失念株」といいます。 換が未了のまま特別口座に入ってしまった場合で かれる株式が多いと思います。 ではなく、あえて名義書換をしないまま持ってお 番大きな問題として考えられるのは、 忘れて 名義書 たの

証拠書類が必要になってきます。どういう書類が

りません。株券を持っていれば適法な占有者であに移転するためにはかなり慎重にならなければなら、これを自分のものであると主張する者の口座は、自分の名前は一切出ない、前の持ち主である

名義書換未了のまま特別口座に入るということ

うことにはなりません。自分のものであるという株券を提示したところで、自分のものであるといると推定される今の法律とは違いますので、幾らりません。株券を持っていれば適法な占有者であ

場合があります。
いるのは、名義株主と失念株主が一緒に請求する
座に移しますといえるかというと、今考えられて

というのは多いことだと思います。その場合はどたところで、前株主はどこのどなたかわからないしかし、転売されているのであれば、株券を見

ないことです。

決等をつけなければならないこともあります。をつけなければなりません。場合によっては、判うするか。正当に購入したことがわかる書類など

分かれてくると思いますけれども、こういった書ないとして主務省令で定める場合、これは細かくそれから、利害関係人の利益を害するおそれが

ますので、一番問題なのは、名義書換をしないま法な占有者であるということが主張できなくなりということになります。株券を持っているから適類を添付しないと、簡単に渡すわけにはいかない

起こり得るわけです。それは注意しなければならきないことであれば、権利が保全されない場合もかります。こういった書類がすべてない、添付でこのように、自分のものであることを主張してま放っておいた株券であると想定されます。

あるのではないかと想像されます。

問 題が起こりうる場合として予想されるのは、

ものをそのままにしておいた場合や、 れてくるけれども、どうも株券が見つからない、 相続なので、亡くなった御主人が持っておられた 配当は送ら

式売却代金を返さなければならないような状況も は、 特別口座に入るからいいかと思っていたら、 いう場合などで、真の所有者から主張されて、 もう既に売ってしまっていた株券であったと 株 実

なってくるであろうと思います。 るという資産管理は、これまで以上に必要に ずれにしても、 自分が何の株券を何株持って

(4) 端株

次に、 端 株 の問題です。

株や○・○一株のことをいいます。一七年度改正 端株とは、 一に満たない株式、 例えば、〇・一

> 端株が増えることはありませんが、 のりませんので、これを何とか解消したいとする つ会社が残っております。 でに発行されたもので、約一三〇社の端株主を持 の会社法ではもう廃止されていますので、 端株は新たな制度には 現在、 それ 新たに ま

方向に働いています。 解消の仕方としては主に二通りあります。一つ

円であれば、○・一であれば一○○円になります は、これを現金化することです。一株が一○○○

し、○・○一であればその一○分の一ですが、端

株を現金で買い取る方法です。これは端株主数が 少ない会社が採用される方法です。 一方、 多数

端株主が存在する発行会社ではどうすればよ

数倍にするという方法です。 か。そこで考えられるのが、株式分割によって整 制 度にのります。 特別口座で権利保全されま 整数倍になると新

61

す。これが二つ目の方法です。端株は端株原簿で

せんので、この際、端株を整理しておく必要があのみ管理されることになり、新たな制度にのりま

ろうと思います。

(5) 単元未満株

までが単元未満株式となります。単元としている会社であれば、一株から九九九株単元と、単元未満株です。例えば、一○○○株を

し、現金を受け取るという方法です。もう一つ場で売買できませんので、会社に対して買取請求のは買取請求です。単元未満株は、基本的には市単元未満株を整理するには二通りあります。一

今年の二月二五日の日経新聞の夕刊にも、単元す。が会社にお金を払って単元株にするということで

未満株の積極買いという記事が一面に載っており

は、

株式売渡請求で、単元未満株を持っている方

軽減するために、約一○万人いる単元未満株の保ますが、これは、ソニーが特別口座の管理費用を

有株主に対して、

一一月末に新たに買取請求書を

きたらこういった株主に現金化してもらって、先送付したという記事です。発行会社としては、で

図っていきたいと考えておられるのであろうと思ほど申し上げましたような特別口座の費用軽減を

います。

になりまして、発行されていない登録株になって株券が発行されているものがあります。法律改正いいますと、三つあります。とても古いものは、単元未満株にはどういう形態のものがあるかと

る株式が、例えば、一・一の株式分割をした場まった後のもので、その保管振替制度に入ってい

いるものもあります。そして、保管振替制度が始

振替制度に入っておりますので、何も手続するこ合、一、一〇〇になりますが、その一〇〇は保管

四、

(課題2) 株式担保

ることになります。

ような三つの種類になります。となく新制度の新しい顧客口座に入ります。この

最初に挙げました二つ、登録株として株券が発

の、この二つはいずれも特別口座で権利保全されも、とても古いもので株券が発行されているも行されていないもの、単元未満株であるけれど

保として差し入れました」という記載で、質権かがあります。現在の有価証券担保差入証は、「担

せん。ところが、新しい制度においてはこれを区譲渡担保かということは明確には区別しておりま保として差し入れました」という記載で、質権か

しなければならず、どちらかはっきりさせなけれ法が異なるからです。有価証券担保差入証も改定

別することになっています。

なぜならば、

処理方

ばなりません。

質権と譲渡担保、

た担保かどうか。譲渡担保は、非典型担保権とあいわれています。差を挙げるとすると、法定され

せん。質権は定めがあります。それから、流質契りますように、法律で定められたものではありまけれる。

権は原則禁止されています。ただし、商行為から約ですが、譲渡担保は禁じられていませんが、質

られていませんので、実質上はどれを見ても、質生じる債権については解禁されております。禁じ

(1) 質権と譲渡担保

次に、課題の二つ目として、株式担保がありま

す。

現在、銀行等が株券を担保にとるということ

り方だと思います。

は、

簡

単

なので非常によく行われている担保のと

担保設定の仕方には、質権と譲渡担保の二種類

実務上はほとんど差がないと

権と譲渡担保ではさしたる差異はありません。と

い。同じ銀行で、支店によって、一方は質権で、 差入証は明確にしておかなければいけな

一方は譲渡担保であるということでは、手続とし

ては非常に複雑になりますから、どちらかに統一

されることになろうと思います。

今回の新しい電子化の場合はここを明確にして

おかなければなりません。留意しなければならな い点です。

質権の場合

(2)

担保の場合は、 質権の場合は、 略式譲渡担保か登録譲渡担保かに

略式質か登録質か、

そして譲渡

分かれます。

る株主から株券を預かっておけば銀行はそれでよ を交付するだけでよかったので、質権設定者であ 略式の場合、 今まで株券があった場合は、 株券

することになります。

うなるかというと、株主である質権設定者に渡さ かったわけです。略式質の場合、配当や優待はど れることになります。略式質の場合は株主名簿に

としては、株主名簿に質権者の名前を出したくな いというニーズがあったとされています。 実は

名前が一切出てきません。担保を差し入れる株主

株式の持ち合いなどで相手の株を持っている。こ れを担保に入れたい。持ち合いで持っているもの

い。従って、今までのところ、略式質が質のとり ですから、相手にそのことを明らかにしたくな

方として一番多かったと聞いております。 その次は、登録質ですが、登録質の場合は、

ますので、 付プラス株主名簿にも登録されます。 分が質権者であるということが株主名簿にも載 配当や優待も質権者である銀行が取得 銀行が、 ださいという請求をするわけです。

Y銀行のほう

はどうなるかというと、資金の貸し付けと同時に

口座振替がありまして、プラス記帳されます。

(3) 株券電子化後の質権

ようになります(文末資料一八頁参照)。 て交付に変わるのかというと、一八ページの図 では、 株券電子化後は株券がないのにどうやっ 0

す。 て、 銀行の質権者の質権口に一〇〇〇株移動させてく まず、一番に、株主と銀行は質権設定契約をし 株主は、証券会社に、私Xの保有口座からY A社の株を質に入れるという契約を結びま

であることもこのとき記載されます。 プラス記帳が行われることになります。 株主がX 行

の質権口に、

A社の株式がゼロから一

000に

銀

とになります(文末資料二〇頁参照)。

者であることを株主名簿に載せてくださいといっ て初めて登録質になります。 登録質の場合は Yの請求によって、 私が質権

> すので、 これが略式質である。 載される。略式質の場合は、 記載されないので、 新 しい制度は保有口と質権口に分かれておりま 質権をとった銀行のほうには質権口に記 株主名簿には記載されない、 質権者からの請求で株主名 総株主通知にそれが

株式電子化後の譲渡担保

簿に記載される、これが今の登録質となります。

(4)

質権との違いは、 次に、 譲渡担保の場合はどうなるかというと、 Y口座の保有口に記載されるこ

あります。 譲渡担保にも、 取り扱いは先ほどの質権とは、 略式譲渡担保と登録譲 渡担 原則と が

例外が逆になります。名前を伏せておこうとした あらかじめ担保設定者が特別株主の申し出

5

が登録譲渡担保で、略式にしようと思ったら、 しなければならないということになります。 原 申 削

五、

(課題3)所在不明株主の

し出を行わなければなりません。

質権の場合は、原則が略式で、例外が登録になります。ここのところが違いますので、どちらにするのかということを、あらかじめ担保の差し入するのということを、あらかじめ担保の差し入れのときにはっきりさせておかなければ処理に困

株式売却制度

次に、三つ目の課題に移らせていただきたいと

思います。

で、株主としては注意しておかなければならないこういった会社が増えるであろうと予想されるの三つ目の課題は、株券電子化に向けて、恐らく

それは、所在不明株主の株式売却制度です。

問題です。

所在不明株主の株式売却制度は、平成一四年の商の取得が加速ということで記事が出ております。三月三一日の日経新聞の夕刊にも、所在不明株

法改正で導入された制度です。それ以前にも、

Ŧ

れに加えて、五年間配当を受け取っていない株主送らなくてもいいという制度はありましたが、そ年間通知が届かない株主に対しては、もう通知を

ば、一〇年後に会社の雑収入にしても構わないとは、一定の手続を取り、異議申し立てがなけれ

会社が実際幾つか出てきております。

どのような会社が今まで実施してきたかといい

いう制度になっております。これを利用する発行

が二○○七年三月末までに行いました。新日鐵のますと、新日鐵、文化シヤッター、凸版印刷など

ます。文化シヤッターは一二○人、凸版印刷の場場合、約二万人の所在不明株主がいたとされてい

合は、二〇万二〇〇〇株を既に現金化しておりま

こういった公告が出ております。例えば、野村

出して三カ月以上待ちます。インターネットでも

す。

(1) 法的手続き

いますということを決議します。そして、公告をまず、取締役会で所在不明株主の株式買取を行どんな手続かの概略をお話します。

ており、この利害関係人は申し出てくださいといがいます。六、○二二人の住所と名前が掲載されホールディングスは六、○二二人の所在不明株主

う公告を載せています。

申し出がなかったら株券

託します。そして、一〇年間保管します。この間託銀行などで分別管理するか、または供託所に供を無効とします。その売却代金は、一〇年間、信

であるということがはっきりすれば、この段階で

も利害関係人は申し出ます。

もし申出人が権利者

託した場合は国庫に入ることになります。

かった場合は一○年後に会社の雑収入になる。

権利者にお金が支払われます。

何もいってこな

帝人は二〇〇八年一月二九日に異議申述公告を2.最近の実施会社例

二七日、雪印も一二月一日、野村ホールディング掲載しております。東武鉄道は二〇〇七年一二月

スは一〇月二三日に実施しております。そのほ二七日 雪印も一二月一日 野村ポールティンク

す。多くの会社で、今までは余り行われてこな主は一九○人です。東武鉄道は二、三○○人で

か、シナネンも出てきておりまして、所在不明株

かったこの制度が利用されるようになってきてお

ります。

ば、もしかしたら、持っている株主が会社のものうっておいて、配当も届かないということであれくまとしては、いつまでも住所変更しないでほ

ばならないと思います。 かもしれないということを気にかけておかなけれ ている株式がもしかしたらその対象になっている いったことを行う会社は恐らくある。 ておかなければならない。株券電子化前にはそう 自分の持っ

になってしまうかもしれないということを留意し

六、まとめ

以上が、実施迫る株券電子化の残された課題で

す。

ばならないことは考えられると思います。あと九 という観点から見れば、まださらに注意しなけれ いう観点で申し述べました。証券会社、発行会社 今回は、 主に株主が注意しなければならないと

> く す。例えば、株式の担保の措置は、 思います。あと九カ月ということは、実質的実働 と、この制度の実施自体が危ぶまれるのではない いれば、二週間あるから何とかなると思うことな 時間はほとんどないと考えたほうがいいと思 、なるべく早目早目の前倒しでしておかない 特例期間を用 ま

かと思います。

株券電子化の新たな制度は、

全世界的に見ても

場を持ったことになると考えられます。アメリカ よって、決済という点では一歩リードする証券市

が、結局、Tプラス3からTプラス1は頓挫して 一一の関係で考え方が変わったこともあります は、株券が残っている分もあります。また、

九

おります。

3でないと処理できないと考えることにも

一理あ 日本も、 何か問題が起こったときに、Tプラス

て実施していかなければならないことであろうと カ月しかありませんので、できるだけ早く整理し

非常に画期的で先駆的な制度です。日本はこれに

ると思います。

の削減につながると思います。れから、長い目で見れば今までよりも決済コスト今までよりもずっとやりやすくなるであろう。そまず、一つは、決済期間を短縮するのであれば、まず、一つは、決済期間を短縮するのであれば、

りますが、株券電子化を実施することによって、

の先進国よりも一歩リードした制度であるといえる。日本がそれだけのシステムを持った市場である。日本がそれだけのシステムを持った市場であまた、例えば、アジア市場からの上場を誘導すまた、例えば、アジア市場からの上場を誘導す

ら、困ったことになったということは想像できます。制度が実際に行われて、ふたをあけてみた打っても、御存知ない方もいらっしゃると思います。歌らく、どんなにコマーシャルをも多いです。恐らく、どんなにコマーシャルを

いました。

が悪いか、何を焦らなくてはいけなくて、何は焦して、こういうことが行われたら、何がよくて何ろうと思いますが、今のうちに株主はこれを意識すし、それはどうしても避けて通れないことであ

周知啓発活動は引き続き重要なことだと思いま非常に重要なことになろうと思います。従って、ければならないかということを知っておくことはらなくてもいいか、どんなことを注意しておかな

御清聴、ありがとうございました。(拍手)以上で私の報告を終わらせていただきます。

す。

若林常務理事 福本先生、どうもありがとうござ

点について、大変詳細で明快なお話を伺えたとめぐって幾つかの課題がございますが、その問題あと八カ月余に迫っております株券の電子化を

思っております。

若干時間を残していただいておりますので、 御

質問等ございましたら、お受けしたいと思いま

す。いかがでしょうか。

は、 たい。あと、質権設定の場合と譲渡担保、これ ページの株式担保の表の説明をもう少しいただき ものですから、今、 当社の場合は株式担保の扱いを経験していない 証券会社がお客さんから例えば質権設定証な 御説明いただいた中で、一六

んでしょうか。その辺がよくわからなかったの すか。担保設定というのは証券会社を必ず通じる それとも、 質権者が振替決済機構に直接やるんで りを確認して、それを機構に手続するんですか。

福本 で、よろしくお願いします。 まず、株式担保の表ですが、

んど違いがないと言われています。 あえて違いを 実務上はほと

(文末資料一六頁参照)。

挙げるとしたら、このようなことが挙げられます

譲渡担保は条文に全くありません。 法律で何も

だけです。典型担保であるか非典型担保であるか 書かれていません。書かれているのは質権のほ ò

来ならば質権はしてはいけないことになっている は、いわゆる質屋が行っているようなことを、本 というのは、そのことです。流質契約というの

禁されておりますので、やっても構いません。で すから、恐らく、銀行が担保としてとられるのは んですけれども、

変わりません。 じられていないということになりますので、 商行為に基づく債権だと思いますので、ここも禁

なりますけれども、ここは質権のほうが少し劣り こがちょっと違うのですが、ここも複雑な問題に 三つ目に、 租税債権との関係ということで、こ

商行為に関しましてはそれが解

渡担保のほうは任意だけれども、通常は任意処分 もある。 の特約を結んでいるので、ここもほとんど変わり 租税債権のほうが優先されてしまう場合 処分の仕方としては、 質権は競売で、 譲

がないという説明がされております。

ですので、実際、 どちらが優位でどちらが優位

出ては困るので略式質をとっている。どうやって ちらかというと略式質をとっている。 かというのは大きな違いがありますから、名前が 登録か略式

福本

銀行が持ってこられる書類には、

質権設定

ん。現状としては、ほとんど区別をしないで、ど

質問者

質権設定をされる側のお客さんに対して

なってくるのだと思います。

でないというのは、今の場合ほとんどありませ

の形で株式を担保としてとっていると解されてい 多くの場合は、 認識としては、銀行は略式質 区分するかといったら、難しいところですけれど

るということです。 それから、 担保設定の仕方ですけれども、

的なところは詳しく分かりませんけれども、 担保 実務

> 予想されますので、直接ではなく、 設定者の同意を得て、質権者が証券会社を通じて 口座振替を行うということがほとんどであろうと 証券会社を通

は、 者からと書かれていますけれども、 同意を得て銀行が出されるのが通常の手続に 実際のところ

じなければならない。株主から、つまり質権設定

はどうやって確認するんですか。

す。具体的にどのようなものかはちょっとわかり 者である株主の同意が必要ですから、 いることを確認する書面になっていると思いま 同意されて

ませんけれども、同意なしに質権設定ができるの は最後の特例期間 の二週間だけです。 株主の同意

が確実になければなりません。

質問者

それは何か原本か何かを見るんですか。

質問者 その辺は、

書いてあれば、もうそれでい

はできません。

よね。設定される側のお客さんに、銀行からこう

わけですよね。証券会社は免責されるわけです

証券会社が見るわけですね

す。でないと、勝手に質権者が担保に入れること 福本 あることが確認できるようになっていると思いま る最中だと思います。多分、質権設定者の同意が かりません。今、銀行のほうでお考えになってい 様式としては、具体的にどんなものかは

わ

返った方がよいと思われます。 でなければ口座移転できないとする原則に立ち 定者の同意を得たといって担保設定に来る場合は

が、個別に金銭債権の債権者が株主である担保設

面で確認できればそれで十分であると思われます

注意が必要です。その場合は、株主の担保設定者

うか。どうぞ、御遠慮なく御質問いただければと 若林常務理事 ほかにいらっしゃいませんでしょ

きたいと思います。

思います。あるいは、

福本 解してよろしいですか。 実務は債権者である銀行が大量処理で、系

いう確認を証券会社としてやらなくてもいいと理 いうのが来ていますが、これでいいですねなんて

処理を行うということがほとんどであると考えら 列の証券会社等に対して顧客に代わって担保設定 れます。この場合、同意がなされていることが書

うことで、非常に高く評価されることだと思いま どういうメッセージを差し上げていただくと、こ すが、同時に、 いうことですが、一般投資家の方に対して先生が 実施に向けての課題もまだあると

進国の中でも日本が一歩先んじている分野だとい

んですが、株式の電子化は、先生のお話では、先 それでは、私から一問質問させていただきたい

御意見なり聞かせていただ

の制度にスムーズに移行できるか。これがキ

1

す。

福本 一番注意しないといけないのは、自分の名ワードというようなものは何かございますか。

義になっているかどうかだと思います。

例えば

すので、裏名義を見て、本当に自分の名前になっできますけれども、それから後はできなくなりまとで適法な所持人として推定されますから、処分とであれば、今の段階であれば、株券を持っているこ亡くなられた方の名義になっているままのもので

り得ると思います。ひょっとしたら権利を失うことも可能性としてあているかどうか、そこは気をつけておかないと、

うことが投資家の皆さんにとって一番重要な点で若林常務理事 名義をよく確認していただくとい

はっきりさせておかなければならないと思いま福本(はい。そして、あるのかないのか、探して

すね

若林常務理事 ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

券セミナー」を終わらせていただきます。(それでは、時間も参りましたので、今月の「証

福本先生、どうもありがとうございました。セミナー」を終わらせていただきます。

(拍手)

(ふくもと あおい・帝塚山大学法政策学部准教授)

平成二〇年四月七日に開催されました。)

(この講演は、

福本葵氏

略 歴

【学歴】

1989年3月 大阪大学法学部卒業

1994年4月 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程入学

1996年4月 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程進学

1999年3月 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了

【学位】

博士 (国際公共政策研究科)

【職歴】

1989年4月 住友信託銀行株式会社入社

1999年4月 財団法人日本証券経済研究所研究員

2004年4月 帝塚山大学法政策学部准教授 (現在に至る)

2005年7月 財団法人日本証券経済研究所客員研究員(現在に至る)

【論文】

「実質的株主の特定」(『帝塚山法学』15号, 2007)

「一般債の決済制度改革」(『帝塚山法学』13号, 2006)

「国債のRTGSの現状と問題」(『証券経済研究』35号, 2002)

「証券市場の制度的インフラストラクチャー―約定後経済行為の機能分析

(上下)」(『証券経済研究』23,25号, 2000)

実施迫る株券電子化の残された課題

帝塚山大学法政策学部 福本 葵

.

目次

- 1. 株券電子化前後の制度比較
- 2. 2009年1月5日までのスケジュール
- 3. 課題1 特別口座
- 4. 課題2 株式担保
- 5. 課題3 所在不明株主の株式売却制度
- 6. まとめ

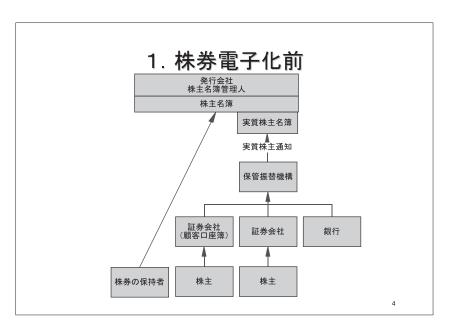
1.paperless

Immobilization

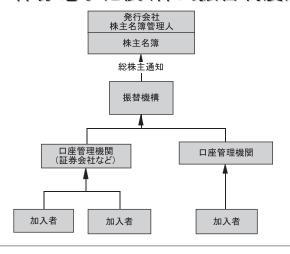
in·mobilize·ation 動かさない =不動化 現在の保管振替制度

Dematerialization

de・materialize・ation 物質化させない =不発行化 電子化後の振替制度



1. 株券電子化後(株式振替制度)



2. 2009年1月までのスケジュール

• 参考資料

株券電子化に向けた周知・啓発活動計画 移行手続のイメージ(1)

2. 特例期間と預託・交付請求禁止期間

- 特例期間
- (施行日の1ヶ月前の日~施行日2週間前の前日) 略式質権者による株券の預託 承諾のない保護預り株券の預託
- 預託•交付禁止期間 (施行日の2週前~施行日前日)
- 余裕を持って預託を
 - →旧商号株券はそのまま預託できない
 - →名義書換未了のまま株券紛失 → 株券失効制度 直前の事務負担は多大

7

3. 課題1 特別口座に関する問題

- ・特別口座とは
- 名義書換未了株式(失念株)
- 端株
- 単元未満株式

3. 特別口座とは

- ・保管振替制度内にある株式
 - → そのまま新制度へ
- ・ 株券で保管していた株式
 - → 特別口座へ

9

3. 特別口座とは

- ・配当や優待などの権利は保全
- 売却できない
- ・ 担保設定できない
- ・制度開始前2週間は預託. 売却できない
- ・制度開始後3週間は特別口座開設手続のため売却できない

3. 特別口座費用 開設場所

・開設場所 発行会社指定する信託銀行 (株式名簿管理人)など 銘柄毎に異なる

•費用 発行会社負担

-1

3. 名義書換未了株式(失念株)

- 名義書換未了のまま特別口座へ
- 特別口座→通常口座に移転させる場合
 - ■名義株主と失念株主の共同請求
 - 判決等の添付
 - ・利害関係人の利益を害する虞がないとして 主務省令で定める場合
- → 時間とコストがかかる 権利保全されない場合もある

3. 端株

- ・端株とは 1に満たない株式 (Ex. 0.1, 0.01) 会社法で廃止 約130残存会社 →解消へ
- ・端株主の少ない会社 → 現金買取
- ・端株主の多い会社 → 株式分割で整数に→ 特別口座で権利保全

-1

3. 単元未満株

- ・保管振替制度における単元未満株 →新制度の顧客口座へ
- 保管振替制度の外の単元未満株 株券が発行されていないもの(登録株) 株券が発行されているもの
 - →いずれも特別口座へ

4. 課題2 株式担保

- 質権か譲渡担保か
- 現行の有価証券担保差入証は「担保として差し入れました」=区別していない
- ・ 新制度では区別する
- 処理方法が異なる(質権は質権者の質権口に記載、譲渡担保は保有口に記載)

-1

4. 株式担保

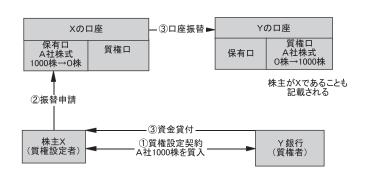
	質権	譲渡担保
法定か	典型担保権	非典型担保権
流質契約	原則禁止(商行為 から生じる債権に は解禁)	禁じられていない
租税債権との関係	租税債権が優先	納税者の財産に よって徴収できな かった場合のみ
実行方法	競売(通常は任意 処分の特約締結)	任意

4. 株式担保 質権の場合

- 1. 略式質
- 交付
- 配当や優待は株主である質権設定者へ
- 2. 登録質
- 交付+株主名簿に登録
- ・配当や優待も質権者へ

17

4. 株券電子化後の質権

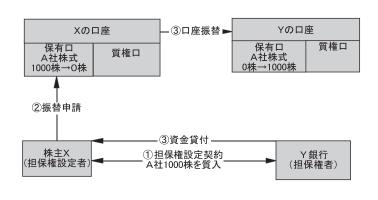


4. 株券電子化後の質権

- ・保有口と質権口
- ・ 質権口に記載
- ・総株主通知には記載されない
- → 株主名簿には質権者の名前が記載 されない
- =略式質
- ・ 質権者からの請求で株主名簿に記載
- = 登録質

19

4. 株券電子化後の譲渡担保



4. 株券電子化後の譲渡担保

- 略式譲渡担保と登録譲渡担保
- ・略式譲渡担保の場合は、予め担保設定者が特別株主の申出
- =総株主通知において担保権設定者を 通知するよう申出(質権と原則例外が 逆)

2

5. 課題3 所在不明株主の株式売却制度

- 所在不明株主とは
- ①5年間通知が届かない
- ②5年間配当を受け取っていない
- 所在不明株主の株式売却制度とは 会社が所在不明株主の株式を処分できる
- 処分方法競売または売却売却の一つとして 会社が買受けてもよい

5. 所在不明株主の株式売却制度

- ・ 取締役会で決議
- ・異議申述公告(3ヶ月以上)
- ・ 利害関係人は申出
- ・ 申出がなかったら 株券を無効とする
- 売却代金は10年分別管理または供託 所に供託
- 10年後は会社の雑収入 供託した場合 は国庫へ

23

5. 所在不明株主の株式売却制度 最近の実施会社例

実施会社	異議申述公告掲載日
帝人株式会社	2008.1.29
東武鉄道株式会社	2007.12.27
雪印乳業株式会社	2007.12.1
野村ホールディングス	2007.10.23
株式会社	6022人

6.まとめ

- 2009年1月実施
- ・課題1 特別口座に関するもの
- ・課題2 株式担保に関するもの
- 課題3 所在不明株主の株式売却制度 の実施
- 周知・啓発活動の重要性
- ・ 円滑な移行のための準備

金子子 (安部出出件)

開學会社

制度概要、口座管理機関の実務 システムの対応検討のための情報提供

実務面、システム面の進捗状況の調査 支援等

推行等

特別口座の取扱い(費用負担、受入方針、実作業等)(二関する検討、合意形成

目保実務(担保受入株券の移行の取扱い、移行後の担保受入れ実務)検討の推進サポート

自己財産分の株券の取扱い(保護預託/特別日産)に関する意 以来定の促進

数数模数、口座管理機関としての実際システムの対応数 単数譜面の間でシアーも基準も対象不足を対れる。まれつの影響数、 「中国の関係機関としての実際システムの対応数、 「中国の関係機関としての実際システムの対応数 は、システム機能を)

株主への周知(総会決議通知等の株主に対して実施する通知を利用して周知等) ★株主総会集中(6月末)

★株主総会集中(6月末)

制度概要の周知(株式担当者等に向けた制度概要・移行に向け必要となる実務概要、登録単元未満株式の処理、 端株の対応等)

等行対応の事実施院推進の社なターアット

事前預託の推進/制度概要周知

個人・法人のタンス株券

「実施まで1年」の周知

トラフル解消対応

事前預託期限(最終) 移行実務の確認

整理機能等 対形技術

▲株券電子化フォーラム(2月)

▲発行会社への説明会(7月)

●株券保管状況調査(10月

制度詳細周知(制度に対する更なる理解の促進) 事前預託の推進強化(株券残量調査を踏まえて)

●保護預り状況調査(5月)/保掘制度利用状況調査(8月)

▲株券電子化フポーラム(2月) ▲発行会社への説明会(7月)

●保管状況調査(8月)/都道府県別

●保護預り状況調査(5·11月)/保機制度利用状況調査(8·12月)

▲株券電子化フォーラム(2月)

▲発行会社への説明会(予定)

保管状況調査(8月)

●保護預り状況調査(5月)/保振制度利用状況調査(8月

H19.9

20

個人投資股票

制度概要、タンス株等の事前預託の必要性等をマスメディア、 発行会社からの通知等を通じ周知

アンケート結果を元に、マスメディア、発行会社からの通知等を通 でタンス株の預託期限を想定した周知

名義書換の徹底、移行に伴い発生する (混乱回避)→「所在不明株主」対応

主する問題と解決策の問気

駆け込み預託の対応等

トラブル防止に向けたセミナー、 る重点フォロー

個別相談等によ

非悪住者への周知

トラブル防止に向けたセミナー、個別相談等による 重点フォロー

保護預り保振非預託株券 担保受入株券

日本経団連・株態・各企業団体等を通じ、制度概要を説明/株券の取扱い(預託/特別口座)に関する意思決定の促進

事前預託の促進(株券大量保有企業:特別口座等の検討)/担保差入株券の取扱いの周知 (日本**海貨預託の促進・担保処理の開知の登记・**

株券電
桊
#
4
À
77
山
크
7.
매
油
- 7
闷
路発
啓発記
啓発活動
光
光
 発活動計画
発活動計画(更
発活動計画(更
発活動計画(更
能活動計画
発活動計画(更

電子化実施目標日	▼特例預託対応の事前確認スキーム開始(1月) 特例期間 ▲	性操公表(10月)	●保振制度要縮公表(3月) ●保振システム接	
2009年	2008年	2007年	2006年	005年

証券決済制度改革推進センター

実施迫る株券電子化の残された課題

